



ITU-TのWTSA及び研究委員会等における作業方法の概要

一般社団法人情報通信技術委員会（TTC）専務理事
ITU-Tレビュー委員会議長

まえだ よういち
前田 洋一



1. 概要

ITU-Tの組織構成を図1に示すが、WTSA（世界電気通信標準化総会）、研究委員会、作業部会などITU-Tの主要組織の任務や各種標準化会合における作業方法（手続規則）については、WTSA決議（決議1や決議2等）及びITU-TのAシリーズ勧告（A.1やA.8等）で規定している。本稿では、ITU-Tでの標準化活動に関わる者にとって主要となる作業方法に関する規定について概説する。また、本稿では、ITU-Tの作業方法を解説するに当たり、ITU-Rとの違いを理解するために、橋本氏寄稿によるITU-Rに関する作業方法の記述項目との整合を取るよう配慮した。

2. WTSA（世界電気通信標準化総会）

WTSAは、ITU憲章（Constitution：CS）第18条、ITU条約（Convention：CV）第13条及び連合の会議等の会議規則（General Rules：GR）に基づき設置された、ITU-Tの組織、作業計画、予算管理、編集事項を検討するITU-Tの最高決定組織である。WTSAは検討遂行のために、「運営委員会」、「予算管理委員会」、「編集委員会」の他に、「作業方法委員会」と「作業計画・組織委員会」の二つの委員会を設置する。

- (1) 「運営委員会」：WTSAは総会議長が主宰し各委員会の議長と副議長で構成される「運営委員会」を設置する。
 - (2) 「作業方法委員会」：ITU-T作業計画を実施するための作業方法に関する提案を行う。
 - (3) 「作業計画・組織委員会」：ITU-Tの戦略及び優先事項に基づく作業計画及び作業組織に関する提案を行う。具体的には以下の項目で、その詳細はWTSA決議2（研究委員会の責任と権限）に規定されている。
 - (a) 研究委員会（SG）の構成の提案
 - (b) 研究のための研究課題（Question）の審査
 - (c) 各研究委員会の明確な責任範囲の作成
 - (d) 各研究委員会への研究課題の割当て
 - (e) 各研究委員会が責任を持つ勧告リストの審査
 - (4) 「予算管理委員会」：WTSAの運営費用の計算書の審査と次回WTSAまでのITU-Tの財政的見積りの審査を行う。
 - (5) 「編集委員会」：WTSAの成果物である決議等の文章表現を推敲するとともに、文章の6か国の公用語への翻訳及び公用語の間の整合を図る。
- さらに、WTSAは、4年間の研究会期の活動に関する各SG

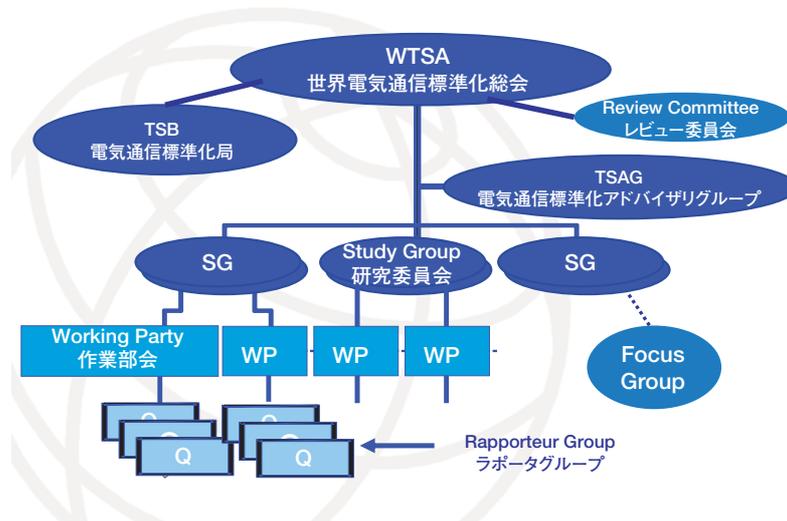


図1. ITU-T組織構成

の報告書とTSB局長の報告書及び前回のWTSAで権限を与えられた特定課題に関するTSAGの報告書を評価する。

また、勧告承認は通常SGが扱うのに加えて、WTSAでも承認手続を扱うことができる。

WTSAの期間中、加盟国政府の代表による「代表団長会合」が開催され、ITU-Tの作業計画・組織委員会の提案、特にSGの作業計画及び構成案や、SGとTSAG及びWTSAで設立されたグループの議長及び副議長の指名に関する提案の検討を行い、これらの「代表団長会合」の提案を基に、WTSAとしてのSG議長、副議長等の最終指名が決定される。

WTSAにおいて投票が必要な場合、ITU憲章、条約及び一般規定の関連条項に従って実施される。投票に関する会議規則の詳細については、津川氏寄稿の「ITUの会議規則」を参考にされたい。

3. 研究委員会 (SG) 及び関連グループ

WTSAが設立するSGは、特定の研究領域に関連した研究課題を推進するために、割り当てられた複数の業務を取り扱う作業部会 (WP) や合同作業部会 (JWP)、ラポータグループを設立する。

WTSAあるいはTSAGは、複数のSGが関係する作業計画を遂行するために、一つのSGを「主管研究委員会 (lead study group)」に指名する。この主管研究委員会は、核となる研究課題に責任を持ち、さらに、関連するSG及び他の標準化団体と協調して、矛盾のない完全でタイムリーな勧告を検討する責任を持つ。主管研究委員会は作業の進捗についてTSAGに報告する。

全てのSGは、SG議長の責任において、WTSAへのSGの活動報告書を作成し、WTSAの少なくとも1か月前に加盟国政府及びセクタメンバに届くように準備する。

SGの構成と各SGの活動範囲は、会期ごとにWTSAで決定される。今会期 (2013-2016年) における標準化の範囲は前会期 (2009-2012年) の構成を受け継ぎ、以下の10SG構成となった。

- (1) SG2 (サービス提供の運用的側面及び電気通信管理)
- (2) SG3 (電気通信の経済と政策課題を含む料金及び会計原則)
- (3) SG5 (環境及び気候変動)
- (4) SG9 (映像・音声放送及び統合型広帯域ケーブルネットワーク)
- (5) SG11 (信号要求、プロトコル及び試験仕様)

- (6) SG12 (性能、サービス品質 (QoS) 及びユーザ体感品質 (QoE))
- (7) SG13 (クラウドコンピューティング、移動及びNGNを含む将来網)
- (8) SG15 (伝達、アクセス及びホームのための網、技術及びインフラストラクチャ)
- (9) SG16 (マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション)
- (10) SG17 (セキュリティ)

4. SGのマネジメント

WTSAでのSG議長及び副議長の指名においては、当該SGの運営に必要な技術的能力とマネジメント能力の双方における実績を有することが重視される。

副議長の担務は、議長がSGの任務を継続できない場合に、ITU-T会合での議長の代理人、又は議長の後任者となることを含め、SGのマネジメントに関する事項について議長を支援することである。各WP議長は、技術的・管理的リーダーシップを提供し、SG副議長と同等に重要な役割を持つ。

原則として、議長、副議長若しくはWP議長は、この役割を引き受けるに当たって、次のWTSAまでの会期を通じてこの義務を果たすために、加盟国政府又はセクタメンバの必要な支援を受けられることが期待される。

5. TSAG (電気通信標準化アドバイザーグループ)

TSAGの主要な任務は、ITU-Tの活動の優先事項、計画、運用、財政問題及び戦略を再検証し、ITU-Tの作業計画の実施の進捗状況を評価し、SGの作業ガイドラインを提供し、とりわけITU-T内、ITU-R及びITU-D、事務総局、並びにITU外の他の標準化機関、フォーラム及びコンソーシアムとの協力及び調整を促進するための方策を勧告することである。

TSAGは、TSB及びSG内の資源の費用及び利用可能性を十分に考慮し、SGにおける作業の優先順位、計画及びSG間の作業割当てに対して適切な変更に関する助言を行う。TSAGは、全ての合同調整の活動状況を監視し、適切ならばそのようなグループの設置を勧告することができる。TSAGは、ITU-T作業方法の更なる改善に関する助言を行うことができる。TSAGは主管研究委員会の活動を監視し、TSAGに提出される進捗報告に助言することができる。TSAGはSGをまたがる作業計画が成功裏に終了できるよう努力しなければ



ならない。

TSAGは、定期会合を少なくとも年に1回は開催しなければならない。

TSAGは、前回のWTSAでTSAGに割り当てられた問題に関して、WTSAへの報告書を準備する。この報告書は、作業の割当て、ITU-Tの作業方法に関する提案、戦略、及びITU内外の他の関連団体との関係に関する助言を適宜提供しなければならない。

6. TSB (電気通信標準化局) (参考: WTSA決議1第5節)

ITU-Tの事務局であるTSBは、ITU-Tにおける全ての会合とその関連文書(会合報告書、寄与文書等)やITU-T出版物の運営管理、国際電気通信ネットワーク及びサービスの運営上の援助(運営速報、コードの割当て等)を行う。そのTSBの責任者がTSB局長であり、TSBの運営に必要な財政的及び人的な資源を管理しなければならない。TSB局長の任務は、ITU条約第15条及び第20条で規定されるが、主に以下の任務を担う。

- TSAG、SG及びWPの会合の開催日及び計画を決定。
- ITU-Tと他部門及びITU事務総局長との間、及び他の標準開発機関(SDOs)との連絡機能。
- 次回WTSAまでのITU-Tの財政的予算見積りと予算計画書の管理。
- 次会期のSG及び他のグループの組織及び作業計画に関する提案をWTSAに提出。
- WTSAにおける代表団長会合に向けた、SG及びTSAGの議長と副議長の候補者調整。
- 他の標準化機関との協力及び調整の促進。

7. Review委員会 (参考: WTSA決議82)

レビュー委員会は、WTSA-12決議82にて設立された委員会であり、WTSA-16までの検討組織であり、委員会への委託事項(Terms of Reference)は以下のとおりである。

- ITU-Tの現状体制の妥当性の調査。
- ITU-Tと他の標準化団体との協力のための既存モデルの検証と、相互尊重に基づいた協同と協調の新しい在り方の提案。
- ITU-Tの戦略計画の検討とTSAGへの提言。
- TSAGに定期的な進捗報告を行うとともに、WTSA-16への提言を行う。

レビュー委員会の管理チームには、議長の他、ITU地域グループを代表した副議長6名を含む。レビュー委員会は少なくともTSAGの直前に開催され、会合には、ITU-T加盟国、セクタメンバとアカデミアメンバのITU会員のみならず、他の組織の代表者と専門家も参加することができる。

8. 研究課題 (Question) の提案と承認 (参考: WTSA決議1第7節)

WTSAで決定される研究課題(Question)とは、ITU-TのSGで検討すべき内容を記述したものであり、通常、課題ごとに勧告の作成を目的とする。研究課題の提案には以下の四つの手順がある。

- a) SG及びTSAGを経る。
- b) SGを経て、かつSG最終会合がWTSA直前であるときは、WTSAでの更なる審議を経る。
- c) 緊急な取扱いが正当化される場合は、SGのみを経る。
- d) WTSAを経る。

新研究課題の提案に当たっては、提案元、課題タイトル、課題の種別、課題提案の動機と緊急度、課題記述の文案、特定作業の目標とその完成目標時期、他のSG及び標準化団体の作業との関係などの情報を明確にする必要がある。

9. ITU-T関連文書

9.1 サーキュラ (Circular) とコレクティブレター (Collective Letter)

ITU-TにおけるTSB局長や各会議の議長等の責任者からITU-Tメンバに、会合開催などに関連した広範な情報を提供するために回覧される文書で、サーキュラはITU-Tに登録した全ての参加者に送付されるとともに、ITU-TのWebサイト <http://www.itu.int/ITU-T/info/circulars/index.html> に掲示され、会合スケジュール、作業方法、ホテルリスト、勧告の承認・廃止、あるいは当該SGに関わるアンケート収集などの周知に用いられる。

一方、コレクティブレターはSG、TSAG及びレビュー委員会の正式な会合案内を行うための文書で、会合開催場所、寄書締切り、VISA手続、会合アジェンダ案などの情報を会合登録した者に送付されるとともに、当該会合のWebページに掲載される。コレクティブレターは、当該会合議長と相談の上、TSB局長の責任において、会合開催の2か月以上前にメンバ宛に通知される。



9.2 寄書 (参考: WTSA決議1第6節)

ITU-Tの議論は寄書 (contribution) に基づくのが基本原則である。寄書はITU-T勧告A.1に従って提出し、寄書の体裁は勧告ITU-T A.2に従う。会合の2か月前に提出された寄書は公式6か国の言語に翻訳することができる。寄書は遅くとも会合の12営業日前までにTSBに提出されなければならない。

9.3 テンポラリー・ドキュメント (Temporary Document)

会合期間中に議長、副議長、ラポータやエディタなどの役職者やTSBによって作成された文書、あるいは他組織からのリエゾン文書など、会合開催期間中のみ有効な文書で、審議の参考とされるが、会合終了後も参照する必要がある場合は、ITU-Tが発行するレポートの中に記録され、公式の文献として引用することができる。

9.4 リエゾン文書

リエゾン文書は他のSG及び他の標準化組織とのコミュニケーションに使われる文書であり、SG、WP、又はラポータグループ会合で作成され、SG議長の承認により発行される。

9.5 決議 (Resolution)

WTSAの成果文書で、ITU-Tの構成や研究プログラム、作業方法に関する指針を与えるもので、内容はWTSAで4年ごとに見直される。同時に、ITU-Tでは番号配分計画や料金などの国家間で調整を要する事項などの法令上の規則に関する規則を扱っており、技術的な内容を決議がカバーする場合もある。ITU-TのWTSA-12の決議は下記を参照。
<http://www.itu.int/pub/T-RES>

9.6 ITU-T勧告 (Recommendation)

勧告は、SGにおける課題に対する成果物、又はTSAGが策定するITU-Tの作業構成に関する文書である。現在有効なITU-T勧告は4000件以上あり、勧告の番号体系は技術分野ごとにアルファベットでシリーズ化され、具体的な勧告シリーズの構成は下記のとおりである。

<http://www.itu.int/en/ITU-T/publications/Pages/recs.aspx>

Series A ITU-T業務に関する組織

Series D 一般的課金原則

Series E ネットワーク全体の運用、電話サービス、サービス運用及び人依存の要因

Series F 非電話電気通信サービス

Series G 伝送システム・媒体、デジタルシステムとネットワーク

Series H 視聴覚及びマルチメディアシステム

Series I ISDN (Integrated services digital network)

Series J ケーブルネットワーク、及び映像、音楽放送、他マルチメディア信号の伝送

Series K 干渉防護

Series L ケーブル及び他の屋外施設の建設・敷設・防護

Series M TMN及びネットワーク保守を含む電気通信管理

Series N 保守: 国際音楽放送及びテレビ伝送回線

Series O 測定装置仕様

Series P 端末と主観及び客観評価方法

Series Q 交換及び信号

Series R 電信伝送

Series S 電信サービス端末装置

Series T テレマティクサービス用端末

Series U 電信交換

Series V 電話回線上のデータ通信

Series X データネットワーク及び開放システム通信とセキュリティ

Series Y グローバル情報基盤及びインターネットプロトコルと次世代網

Series Z 電気通信システムのための言語及び汎用ソフトウェア

9.7 サプリメント (Supplement)

ある勧告について、補助的な情報を提供するための文書であり、位置付けとしては勧告のAppendix (付録) に近い。サプリメントはSG会合での合意で発行され、勧告としての承認手続は不要である。なお、Appendixに対し、Annex (付属書) は勧告本文と一体とみなされ、規範的仕様の一部として扱われる。

9.8 インプリメンターズガイド (Implementer's Guide)

ある勧告につき、その中の瑕疵 (タイプミス、編集上のミス、曖昧記述、漏れ又は矛盾、技術的誤り) と、それらの解決状況を記録した文書であり、適当な時機を見計らって勧告の訂正版 (Corrigendum) として発行するか、勧告の改定時に盛り込まれる。インプリメンターズガイドはSG会合での合意で発行される。



9.9 レポート (Report)

レポートは、各SGでの審議結果に従って、会合ごとに作成される報告書（いわば議事録）である。当該課題の継続検討過程や関連課題で引用することができる正式文書である。ITU-Tの会議報告はSG/WP会合の作業結果を集約したものであり、議長の下でTSBが準備する。TSBが参加しないラポータ会合の報告は、各グループの議長が準備する。報告では、合意結果と、今後のWP/サブWP/ラポータ会合の開催計画、SG/WPで承認されたリエゾン文書、次回会合に向けた検討課題を明記する。また会合の中で完成の域に達した (mature) と認定され、合意 (consent) あるいは凍結された (determined) 勧告草案・修正草案を含む。

10. 勧告承認手続の選定 (参考: WTSA決議1第8節)

勧告承認手続の「選定」とは、新規及び改訂勧告の作成及び承認のために、従来の承認手続 (TAP) か、代替承認手続 (AAP) (勧告A.8参照) の選択行為を言う。承認された勧告の地位は、双方の承認方法において同等であり、また、承認がSG会合におけるものか、WTSAにおけるものかにも関わらず同等である。

一般的な手続としては、ITU-T標準化領域04 (ナンバリング/アドレッシング) 及び領域11 (料金/課金/精算) に分類される勧告はTAPに従うと考えられる。同様に、領域04又は11に含まれない勧告はAAPに従うと考えられる。しかしながら、会合に出席している加盟国政府及びセクタメンバがSG又はWP会合に対して書面により選定変更を提案し、支持があれば、選定をAAPからTAPに、またその逆に変更することができる。

選定は、一旦、勧告案が合意 (consent) されるか (勧告ITU-T A.8、3.1節を参照) 又は凍結された (determined) から (WTSA決議1、9.3.1項を参照)、それ以降は手続を変更することはできない。

11. 伝統的承認手続 (TAP) (参考: WTSA決議1第9節)

TAPは、勧告に規制及び政策的な内容を含み、加盟国政府の正式な協議を必要とする勧告の承認手続の詳細は、WTSA決議1の第9節に規定されている。SGは、全ての新規及び改訂勧告案が成熟した状態 (mature state) になった場合に、以下に記述する手続を適用する。

(1) 勧告承認手続開始準備—SG会合又はWP会合 (例外

的にWTSA) において、勧告案作成作業が十分に成熟したという決定がされた場合、この段階を勧告案は「凍結された (determined)」とみなされ、TAPの手続が開始される。SG会合でTAP承認手続を適用する意図がある場合、SG会合の少なくとも3か月前に、SG議長の要請に基づきTSB局長は、SG会合招請の際にその意図を全ての加盟国政府及びセクタメンバに通知する。また、通知時点で、新規又は改訂勧告案のテキストは、少なくとも一つの公用語で最終版としてTSBに提供されなければならない。

(2) 新規又は改訂勧告案のテキストは、通知された会合の少なくとも1か月前に公用語により配布されていなければならない。

勧告は<http://www.itu.int/ITU-T/ipr/>で示すITU-T/ITU-R/ISO/IECの共通特許ポリシー (Common Patent Policy) に従って精査される。

勧告の安定性維持の観点から、一旦、新規又は改訂勧告が承認された場合、その新規テキスト又は改訂部分のいかなる修正も、ある妥当な期間内 (少なくとも2年間) は通常承認を求めることはできない。ただし、その修正案が変更というより補足するものである場合、又は重大な誤り若しくは欠落が見つかった場合を除く。

(3) 加盟国政府による協議 (Consultation) —加盟国政府の協議は、TSB局長のTAP承認手続を適用する意図の通知から開始し、SG会合前の7作業日までの期間が含まれる。局長は、この期間内に、新規又は改訂勧告案の承認のための検討権限をSG会合に与えて良いか否かについて、加盟国政府に意見を要請する。万一、ある加盟国政府が承認のためのSG検討に反対の場合は、その加盟国政府は、不承認の理由を知らせ、また、新規又は改訂勧告案の更なる検討及び承認を容易にするための可能な変更案を示さなければならない。

加盟国政府からの返答の70%以上がSG会合における承認のための検討を支持する場合 (又は返答が全くない場合)、TSB局長はSG議長に承認審議を進めても良い旨をSGに報告する。

(4) SG会合における手続—SG会合では、新規又は改訂勧告案のテキストをレビューし、勧告内容に影響を与えないあらゆる編集上の訂正又はその他の修正を反映することができる。SG会合での討議の後、この承認手

続の下での加盟国政府の行う勧告の決定は、反対がない (unopposed) ものでなければならない。

- (5) 承認判断の保留—ある加盟国代表が、承認に反対ではないが留保事項の記載を希望する場合は、その旨を会合レポートに記載するとともに、その内容は当該勧告本文に簡潔な注として記録される場合がある。
- (6) 承認判断の延期処理—例外的にしかし会合中に限り、ある加盟国代表がその立場を検討するために更なる時間を要求することができる。この場合、SG会合の終了から4週間の期間内に、TSB局長がその加盟国代表が属する加盟国政府から正式な反対を通知されなければ、局長は承認手続を進める。4週間の期間内に不承認を表明した加盟国政府は、その理由を通知し、新規又は改訂勧告案の更なる検討及び変更案を示すことを要請される。
局長から正式に承認反対が通知された場合、SG議長は、関係者との協議の後、その後のWPまたはSG会合での更なる勧告凍結を行わずに、改めて勧告承認手続を進めることができる。
- (7) 通知—SG会合の閉会日から4週間以内に、または例外的な4週間の検討延長があった場合はその後4週間以内に、局長は、サーキュラによりその勧告が承認されたか否かを通知する。

12. 代替承認手続 (AAP : Alternative Approval Process) (参考：ITU-T勧告A.8)

AAPは規制や政策に関する事項を含まない勧告承認に適用される手続である。AAPが2008年に導入されて以降、ITU-Tの勧告の90%以上がAAPにより承認されている。この

詳細手続は勧告A.8で規定され、勧告案が完成後、次のSG会合を待たずに勧告承認が得られる点が特徴である。AAPの主な手続は以下のとおりであり、承認プロセスを図示すると図2に要約される。

- (1) SGまたはWP会合における合意 (consent) —SG又はWPは、勧告案に関する作業が進展し、AAPの手続を開始し、コメントを求めるに十分な完成度に達したと判断する。
- (2) 勧告案の作成完了—要約を含めた、勧告案の最終版がTSBに渡され、SG議長はTSB局長にラストコール (LC：最終コメント招請) を開始するよう要請する。勧告案に付随する電子的ファイルなどがあれば、これもTSBに渡す。
- (3) TSB局長によるラストコールの告示と勧告案のポスティング—TSB局長は全ての加盟国政府、セクタメンバ、アソシエートメンバに対し、勧告案と要約へのリンクとともにラストコールが始まったことを告知する。
- (4) ラストコール判定—SG議長はTSBと相談の上、下記の判断をする；
 - (a) タイプミスを除き、何もコメントが寄せられなかった場合、勧告は承認されたものとする。
 - (b) 寄せられたコメントを検討できるようなSG会合が間近に計画されているので、SG会合の中で問題を解決する。又は、
 - (c) 時間節約あるいは勧告の緊急性や完成度に鑑み、寄せられたコメントに対処し、勧告案を改定する作業をすぐに開始する。
- (5) TSB局長による、SG会合告示とポスティング—局長は次のSG会合で勧告案の承認を審議する旨、告知するとともに、勧告案 (LCに付議したバージョン) と

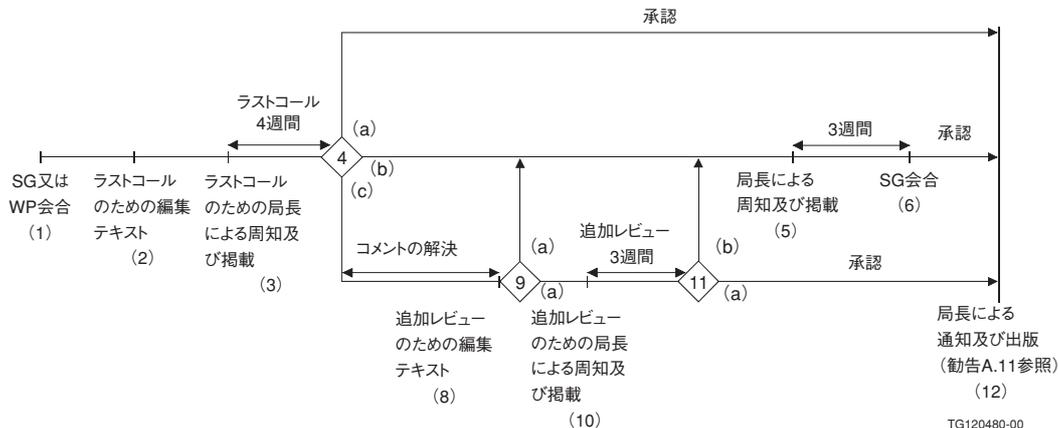


図2. AAPの流れ (注：カッコ内およびボックス内の数字に対応)



- (a) 寄せられたコメントへのリンク、若しくは
- (b) コメントを解決すべく作業が既に開始されている場合は、改訂版へのリンクを通知する。
- (6) SG会合における決定—SG会合は文書で寄せられた全てのコメントを審議し；
 - (a) 政策的あるいは規制上の意味合いを持つ可能性がある場合には、WTSA決議1若しくは勧告A.8の規定に従う、あるいは、
 - (b) 勧告を承認する、又は、
 - (c) 勧告を承認しない。コメントに対処するために更に議論することが適切と判断された場合は図中の(2)のステップに戻って作業が継続される(SGあるいはWP会合における再度の合意 (consent) は不要である)。
- (7) コメントの解決—SG議長は必要に応じ、TSBや専門家とのメールのやり取り、あるいはラポータ会合、WP会合の助けを借りながらコメントに応えるべく勧告案を改訂する。
- (8) 改訂版の完成—要約を含めた改訂版がTSBに渡される。
- (9) 次のステップの判定—SG議長はTSBと相談の上、下記の判断をする；
 - (a) 次に予定されているSG会合が十分に間近で、ここで勧告承認を議論する、あるいは
 - (b) 時間節約、あるいは、勧告の緊急性や完成度に鑑み、追加コメント要請のプロセスをすぐに開始する。
- (10) TSB局長による、追加レビュー (AR: Additional Review) の告知とポストイング—TSB局長は全ての加盟国政府、セクタメンバ、アソシエートメンバに対し、改訂版勧告案と要約へのリンクとともに追加レビューが始まったことを告知する。もし、改訂版勧告案がまだウェブ上にポストされていなかった場合は、この段階でポストされる。
- (11) 追加レビューの判定—SG議長はTSBと相談の上、下記の判断をする；

- (a) タイプミスの指摘を除き、何もコメントが寄せられなかった場合。この場合は、勧告は承認されたものとする。又は、
- (b) タイプミス以外のコメントが寄せられた場合。この場合、手続はSG会合に差し戻される。
- (12) TSB局長による通知—局長が、勧告が承認されたことをメンバに通知する。

13. その他の作業規則

研究委員会や作業部会などITU-Tの標準化会合における作業方法(手続規則)については、WTSAの作業方法委員会で審議され、ITU-TのAシリーズ勧告として規定される。本稿では、WTSA決議1の他、ITU-T勧告A.1及び勧告A.8を中心に主要な作業方法について概説したが、この他に参考にするべきITU-Tにおける作業規則に関する勧告とその勧告入手先は以下のとおりである。

- 勧告A.1 ITU-TのSGのための作業方法
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.1-201211-I>
- 勧告A.2 ITU-Tへの寄書の提示方法
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.2-201211-I>
- 勧告A.4 ITU-TとForumやConsortiumとの間の通信手順
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.4-201211-I>
- 勧告A.5 ITU-T勧告に他機関の文書を参照する場合の一般的手順
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.5-201211-I>
- 勧告A.6 ITU-Tと国内・地域標準化機関との協力と情報交換
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.6-201211-I>
- 勧告A.7 Focus Groupの設立と作業手順
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.7-201211-I>
- 勧告A.8 新勧告・改訂勧告のための代替承認手続
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.8-200810-I>
- 勧告A.23 ITU-TとISO/IEC JTC1との協力のためのガイド
<http://www.itu.int/rec/T-REC-A.23-201002-I/AnnA>